

## (公社) 沖縄県建築士会の規程を改正する試案について

### 新改正する試案

公益社団法人 沖縄県建築士会 旅費規程  
公益社団法人 沖縄県建築士会 慶弔規程

### 新改正理由

- ・ 現行の規程は、平成 7 年 12 月（慶弔規程）、平成 8 年 4 月（旅費規程）以降改正が行われておらず、そのため、九州ブロック会事例を参考に改正を図る。
- ・ その他所要の改正を図る。

### メンバーズコメント等の募集

本会の規程の新改正試案について、会員（事務局職員を含む。）の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

#### 1. 意見募集期間

平成 30 年 1 月 11 日(木)～平成 30 年 1 月 31 日(水)

#### 2. 意見の提出先等

- ① 本会 HP から事務局宛て電子メールにて応募願います。
- ② 電子メールは、テキスト形式(ワード又は一太郎)でお願いします。

#### 3. 留意事項

- ① ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② 書式は、自由とします。

公益社団法人 沖縄県建築士会 旅費規定 比較

旅費規程 (改正試案)	旅費規定 (従前)																																																																														
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県建築士会(以下「本会」という。)の役員及び職員の旅費等の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 前項の規定は、嘱託職員、契約職員及びパートタイム職員の旅費等の支給に関する事項について準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、社団法人沖縄県建築士会(以下「本会」という。)の役員及び職員の旅費等の支給に関して必要な事項を定めるものとする。</p>																																																																														
<p>(出張)</p> <p>第2条 本会の役員、委員会委員及び職員が会長の委嘱により出張した場合は、下記の区分により旅費等を支給するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="147 448 1104 657"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">役員</th> <th colspan="2">職員</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日当</td> <td>二千四百円</td> <td>二千四百円</td> <td>二千二百円</td> <td>二千二百円</td> </tr> <tr> <td>宿泊費(一泊)</td> <td>一万二千円</td> <td>一万八 hundred円</td> <td>一万九 hundred円</td> <td>九千八百円</td> </tr> <tr> <td>食卓費</td> <td>二千円</td> <td>二千円</td> <td>千五百円</td> <td>千五百円</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国外へ出張旅費は、実費支給とし、会長の承認を得るものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、建築士会全国大会、建築士会全国青年委員長会議、建築士会全国女性建築士連絡協議会等の全国規模の大会及び会議、また、建築士会九州ブロック会の大会及び各会議等に出席する場合は、出張旅費及び参加費用等のその一部を支払うことができる。</p>	区分	役員		職員		県外	県内	県外	県内	内訳					日当	二千四百円	二千四百円	二千二百円	二千二百円	宿泊費(一泊)	一万二千円	一万八 hundred円	一万九 hundred円	九千八百円	食卓費	二千円	二千円	千五百円	千五百円	交通費	実費	実費	実費	実費	<p>(旅費及び交通手当)</p> <p>第2条 本会の役員、部会委員及び職員が会長の委嘱により出張した場合は、下記の区分により旅費等を支給するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 448 2107 657"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">役員・委員・事務局長</th> <th colspan="2">職員</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日当</td> <td>2,400円</td> <td>2,400円</td> <td>2,200円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>宿泊費(一泊)</td> <td>12,000円</td> <td>10,800円</td> <td>10,900円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>食卓費</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 理事会、部会及び委員会の招集については参集の往復に要する旅費を支給し滞在については、これを支給しない。ただし、自己の便宜によらず理事会又は部会に出席のため旅館に宿泊した場合は、会長の認めるところにより宿泊料を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="1153 758 2107 965"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>旅費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇東支部、那覇西支部、那覇南支部那覇北支部、首里支部、島尻支部、浦添支部、宣野湾支部、沖縄市支部</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>南部支部、中部支部、具志川支部</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>北部支部</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>宮古支部、八重山支部</td> <td>航空賃+500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	役員・委員・事務局長		職員		県外	県内	県外	県内	内訳					日当	2,400円	2,400円	2,200円	2,200円	宿泊費(一泊)	12,000円	10,800円	10,900円	9,800円	食卓費	2,000円	2,000円	1,500円	1,500円	交通費	実費	実費	実費	実費	地区	旅費	那覇東支部、那覇西支部、那覇南支部那覇北支部、首里支部、島尻支部、浦添支部、宣野湾支部、沖縄市支部	500円	南部支部、中部支部、具志川支部	1,000円	北部支部	2,000円	宮古支部、八重山支部	航空賃+500円
区分		役員		職員																																																																											
	県外	県内	県外	県内																																																																											
内訳																																																																															
日当	二千四百円	二千四百円	二千二百円	二千二百円																																																																											
宿泊費(一泊)	一万二千円	一万八 hundred円	一万九 hundred円	九千八百円																																																																											
食卓費	二千円	二千円	千五百円	千五百円																																																																											
交通費	実費	実費	実費	実費																																																																											
区分	役員・委員・事務局長		職員																																																																												
	県外	県内	県外	県内																																																																											
内訳																																																																															
日当	2,400円	2,400円	2,200円	2,200円																																																																											
宿泊費(一泊)	12,000円	10,800円	10,900円	9,800円																																																																											
食卓費	2,000円	2,000円	1,500円	1,500円																																																																											
交通費	実費	実費	実費	実費																																																																											
地区	旅費																																																																														
那覇東支部、那覇西支部、那覇南支部那覇北支部、首里支部、島尻支部、浦添支部、宣野湾支部、沖縄市支部	500円																																																																														
南部支部、中部支部、具志川支部	1,000円																																																																														
北部支部	2,000円																																																																														
宮古支部、八重山支部	航空賃+500円																																																																														
<p>(交通費)</p> <p>第3条 理事会及び委員会等の招集については、参集の往復に要する交通費を支給し、滞在中についてはこれを支給しない。ただし、自己の便宜によらず理事会又は委員会等の出席のため、宿泊した場合は、会長の承認により宿泊費を支給することができる。</p> <table border="1" data-bbox="147 1129 1104 1339"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>旅費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇東支部、那覇西支部、那覇南支部那覇北支部、首里支部、島尻支部、浦添支部、宣野湾支部、沖縄市支部</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>南部支部、中部支部、うるま支部</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>北部支部</td> <td>高速代+二千円</td> </tr> <tr> <td>宮古支部、八重山支部</td> <td>航空賃(実費)+二千円</td> </tr> </tbody> </table>	地区	旅費	那覇東支部、那覇西支部、那覇南支部那覇北支部、首里支部、島尻支部、浦添支部、宣野湾支部、沖縄市支部	千円	南部支部、中部支部、うるま支部	千円	北部支部	高速代+二千円	宮古支部、八重山支部	航空賃(実費)+二千円	<p>附 則</p> <p>1. この規程は、昭和55年4月1日から施行する。 平成3年4月1日一部改正 平成8年4月11日一部改正</p>																																																																				
地区	旅費																																																																														
那覇東支部、那覇西支部、那覇南支部那覇北支部、首里支部、島尻支部、浦添支部、宣野湾支部、沖縄市支部	千円																																																																														
南部支部、中部支部、うるま支部	千円																																																																														
北部支部	高速代+二千円																																																																														
宮古支部、八重山支部	航空賃(実費)+二千円																																																																														

<p><u>(改廃)</u> 第4条 この規程の改廃は、理事会の決議による。</p>	
<p>附 則 1. この規程は、昭和55年4月1日から施行する。 平成3年4月1日一部改正 平成8年4月11日一部改正 <u>平成30年〇月〇日一部改正</u></p>	

沖縄・九プロ 建築士会 旅費規定等 比較

公益社団法人 沖縄県建築士会 旅費規定	公益社団法人 福岡県建築士会 報酬及び交通費等を定める細則	公益社団法人 熊本県建築士会 旅費規定	公益社団法人 宮崎県建築士会 運営規程
<p>平成8年4月11日一部改正</p> <p>第1条(趣旨) 第2条(旅費及び交通手当) 附 則</p>	<p>施行 平成25年4月1日</p> <p>第1条(目的) 第2条(報酬) 第3条(出張) 第4条(交通費) 第5条(宿泊費) 第6条(雑則) 附 則</p>	<p>施行 平成25年4月1日</p> <p>第1条(目的) 第2条(出張) 第3条(出張命令) 第4条(出張費) 第5条(出張中の就業時間) 第6条(会議) 第7条(会議旅費等) 第8条(改廃) 附 則</p>	<p>施行 平成26年4月1日</p> <p>【旅費規程】 第1条(目的) 第2条(旅費) 第3条(出張承認) 第4条(出張費) 第5条(会議) 第6条(会議旅費等) 第7条(改廃)</p>
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、社団法人沖縄県建築士会(以下「本会」という。)の役員及び職員の旅費等の支給に関して必要な事項を定める。</p>	<p>(目的) 第1条 公益社団法人福岡県建築士会(以下「本会」という)規則第34条により、本会が必要に応じ業務を委嘱した会員及び会員外の学識経験者に支払う報酬及び交通費等は、この規定による。</p>	<p>(目的) 第1条 この規定は、定款第25条第2項の規定、就業規則第16条に基づき、役員、会員及び職員が本会の要請により出張する場合、または、本会の会議に出席する場合の旅費等について定める。 2 この規定は、嘱託職員、契約職員及びパートタイム職員の出張に関する事項について準用する。</p>	<p>(目的) 第1条 この規定は、一般社団法人宮崎県建築士会の会員及び職員の旅費、必要な事項を定める事を目的とする。</p>
	<p>(報酬) 第2条 会員が本会の業務を執行する場合、支払う報酬は原則として1時間3,000円以内とする。 2 会員以外の者に本会の業務を委託する場合は、支払う報酬は原則として1時間4,000円以内とする。 3 顧問は原則として前項に倣う。</p>		
<p>(旅費及び交通手当) 第2条 本会の役員、部会委員及び職員が会長の委嘱により出張した場合は、下記の区分により旅費等を支給するものとする。 表 略 2 理事会、部会及び委員会の招集については、参集の往復に要する旅費を支給し滞在費については、これを支給しない。ただし、自己の</p>	<p>(出張) 第3条 本会の理事会・委員会に出席した会員及び本会の業務で会員の所属地域会(支部)所在地から移動した会員には交通費を支給する。 (交通費) 第4条 出張者に対する交通費は下記金額を基準とする。</p>	<p>(出張) 第2条 出張は、次のとおりとする。 (1)日帰り出張 片道100キロメートル(鉄道料数による)以上で、旅行時間と主張先の滞在時間が8時間を越えて、当日中に帰宅する場合の出張。</p>	<p>(旅費) 第2条 出張は、次の通りとする。 (1)日帰り出張 片道50キロメートル以上で、旅行時間と出張先の滞在時間が5時間を越えて、当日中に帰宅する場合の出張 (2)宿泊出張</p>

<p>便宜によらず理事会又は部会に出席のため旅館に宿泊した場合は、会長の認めるところにより宿泊料を支給する。</p> <p style="text-align: center;">表 略</p>	<p>(1) 業務執行の場所が所屬地域会(支部)の範囲内からの出席者には、2,000円を支給する。(起点は別表による。)</p> <p>(2) 業務執行の場所へ公共交通機関を使用しての出席者には、交通費実費を支給する。</p>	<p>(2) 宿泊出張 宿泊しなければ、出張の目的を達成されない場合で、会長の承認があつた場合の出張。</p> <p>(3) 国外出張 日帰り、宿泊を問わず、会長から国外へ出張を命ぜられた出張。</p>	<p>宿泊しなければ、出張の目的を達成できない場合で、会長の承認があつた場合の出張</p>
		<p>(出張命令)</p> <p>第3条 出張は、全て出張命令によって行う。</p> <p>2 出張命令は、会長が発する。</p> <p>3 出張命令は、所定の手続きにより行う。</p>	<p>(出張承認)</p> <p>第3条 出張の場合は、会長の承認を要する。</p> <p>2 出張承認は、所定の手続きにより行う。</p>
	<p>(宿泊費)</p> <p>第5条 第4条に該当し、業務上の日程または距離的に最も適当な交通機関を利用しても、宿泊が生じる出張には宿泊費を支給する。</p> <p>2 宿泊費は1泊15,000円以内とする。</p>	<p>(出張費)</p> <p>第4条 出張旅費は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 交通機関は、最も合理的な手段、経路によるものとする。</p> <p>3 出張旅費は、概算の前払いとし、出張終了後速やかに精算するものとする。</p> <p>4 宿泊出張の場合において、正午以降の出発または正午以前の帰着の場合の日当は半額とする。</p> <p>5 国外へ出張旅費は、実費支給とし、会長の承認を得るものとする。</p> <p>6 第1項の別表1にかかわらず、建築士会全国大会、建築士会全国青年委員長会議、建築士会全国女性建築士連絡協議会等の全国規模の大会及び会議、また、建築士会九州ブロック会の大会及び各会議等に出席する場合は、出張旅費及び参加費用等のその一部を支払うことができる。</p> <p style="text-align: center;">別表1 略</p>	<p>(出張費)</p> <p>第4条 出張旅費は、別表1の通りとする。</p> <p>2 交通機関は、最も合理的な手段、経路によるものとする。特に航空機利用の場合は、出来る限り経済的な割引航空賃(バック料金等)の利用に努める。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合はこの限りではない。</p> <p>3 原則、公共交通機関を利用することとするが、業務上やむを得ない場合はタクシー、私用車の利用もできることとする。この場合タクシー賃等は、領収書等を提出する。私用車等の場合は原則燃料代(17円/km)を支給する。</p> <p>4 出張旅費は、概算の前払いとし、出張終了後速やかに精算するものとする。精算時には、領収証等支払いを証明書出来るものを添付する。但し、割引運賃利用の際、やむを得ないキャンセル料は、建築士会にて負担する。</p> <p>5 第1項の別表1に係わらず、建築士会全国大会、建築士会九州ブロック会の大会等に出席する場合は、旅費及び参加費用の一部を支払う事が出来るが、計上された予算配分により支払う旅費は、同項別表1を上回ることは出来ない。</p> <p>6 理事会、委員会、部会及び本会が開催する会議等については、日当は支払わない。</p>

			別表1 略
		(出張中の就業時間) 第5条 出張中の勤務は、所定の労働時間を勤務したものとみなす。	
		(会議) 第6条 本会の会議は、理事会、委員会、部会及び本会が開催する会議等をいう。	(会議) 第5条 本会の会議は、理事会、委員会、及び本会が開催する会議等をいう。
	(雑則) 第6条 本会以外から交通費・宿泊費等が支給される場合は、この規定による交通費・宿泊費は支給しない。 2 定められた交通費・宿泊費と実情が異なる場合、該当者からの書面申請により、その実費を支給することができる。 3 出張期間が3日以上にわたる場合は、旅費の概算払いをすることができる。旅費の概算払いを受けた者は、帰着後3日以内に精算しなければならない。	(会議旅費等) 第7条 会議出席旅費等は、別表2のとおりとする。 2 交通機関は、最も合理的な手段、経路によるものとする。 別表2 略	(会議旅費等) 第6条 本会の会議出席旅費は、別表2のとおりとする。 2 日当は支払わない。 別表2 略
		(改廃) 第8条 この規定の改廃は、理事会の決議による。	(改廃) 第7条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

公益社団法人 沖縄県建築士会 慶弔規程 比較

慶弔規程（改正試案）	慶弔規程（従前）
<p>第1条（目的）                      第2条（慶事）                      第3条（弔意）                      第4条（その他の慶弔）                      第5条（改廃）                      附則</p>	<p>第1条（趣旨）                      第2条（表彰）                      第3条（見舞い）                      第4条（弔慰）                      第5条（職員の慶弔）                      第6条（特例）                      附則</p>
<p>（目的）                      第1条 この規程は、本会会員及び職員の慶弔にかかわることについて定めることを目的とする。</p>	<p>（趣旨）                      第1条 この規定は、社団法人沖縄県建築士会（以下「本会」という。）表彰規定（昭和54年8月1日施行）にもとづき、表彰者に関する祝意並びに会員及び職員に関する慶弔等について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（慶事）                      第2条 次のいずれかに該当する会員の慶事に対しては、次により本会として祝意を表す。                      一 叙勲の場合 祝電及び祝金三万円                      二 国家褒章（藍綬・紫綬・黄綬）の場合 祝電及び祝金三万円                      三 大臣表彰の場合 祝電及び祝金一万円                      四 社会的に名誉ある褒章の場合 祝電</p>	<p>（表彰）                      第2条 会員が社会的榮譽によって褒章または表彰を受けたときは、次のとおり祝金または記念品を贈るものとする。                      (1) 叙勲 10,000円                      (2) 国家褒章 10,000円                      (3) 大臣賞 10,000円                      (4) 知事賞 10,000円                      (5) 会長賞 10,000円</p>
<p>（弔意）                      第3条 次のいずれかに該当する会員の弔事に対しては、次により弔意を表す。                      一 相談役及び正副会長の死亡の場合 弔電、供花、死亡広告及び香料一万円                      二 その他役員の場合 弔電及び供花                      三 会員の死亡の場合 弔電（死亡日から五日以内に本会へ連絡があった場合に限る。）</p>	<p>（見舞い）                      第3条 会員が次の各号の一に該当する場合は、5,000円の見舞金または見舞品を贈るものとする。ただし、支部長より会長に報告があった場合に限る。                      (1) 1ヶ月以上罹病したとき                      (2) 火災その他の災害を受けたとき</p>
<p>（その他の慶弔）                      第4条 以上の定めにかかわらず、会長は理事会の承認を経て慶弔の意を表すことができる。</p>	<p>（弔慰）                      第4条 相談役・正副会長本人並びにその配偶者・一親等及び本部理事本人が死亡したときは弔慰金5,000円の他に新聞広告（会葬御礼は省略）並びに供花をすることができる</p>
<p>（改廃）                      第4条 この規程の改廃は、理事会の決議による。</p>	<p>（職員の慶弔）                      第5条 本会職員の慶弔については、次のとおりとする。                      祝意の場合                      表彰・結婚 10,000円                      出産 10,000円                      慶弔の場合                      本人の死亡 10,000円                      配偶者、両親、子女の死亡 5,000円                      災厄・疾病 5,000円</p>

<p>附 則 この規程は、平成30年〇月〇日より、施行する。</p>	<p>(特例) 第6条 この規定に該当しない場合、またはこの規定によりがたい場合は、その都度会長が決定する。</p>
	<p>附 則 この規定は、昭和55年4月1日より適用する。 平成7年12月7日一部改正</p>



沖縄・九プロ 建築士会 慶弔規定 比較

公益社団法人 沖縄県建築士会 表彰規程（従前）	公益社団法人 福岡県建築士会 会員表彰・慶弔等細則	公益社団法人 熊本県建築士会 慶弔規定	公益社団法人 宮崎県建築士会 運営規程
<p>施行 平成9年4月10日</p> <p>第1条(目的) 第2条(被表彰者) 第3条(選考) 第4条(表彰の方法) 第5条(記録) (目的) 付則</p>	<p>施行 平成25年4月1日</p> <p>第1章 会員表彰 第1条～第10条 附則</p>		
<p>第1条 この規程は、本会の目的達成のため著しく功績のあつた団体又は個人を表彰することを目的とする。</p>	<p>第1条 公益社団法人福岡県建築士会(以下「本会」という)規則第22条により、本会に功労の有った者の表彰はこの規定による。</p>		
<p>(被表彰者) 第2条 表彰は、次の各号の一に該当するものに対して行い、個人の場合は暦年で50歳以上とする。 (1)本会又は支部の役職員として10年以上在職し、功労のあつたもの (2)特に本会又は支部の発展に功績のあつたもの (3)建築関係業務の進歩改善に寄与したもの (4)建築物の質の向上に寄与したもの (5)その他、特に表彰にあたいすると理事会において認めたもの 2 各支部では、毎年4月1日現在の会員数を基礎にし、表彰者数を69名まで1名、70名以上は2名を推薦できるものとする。</p>	<p>第2条 本会に対する功労とは、次の各号のいずれかによる。 (1)会員として通算20年以上の在籍者で年齢70歳を超えた者。 (2)本会役員としてその任期中の職務を務めた者。 (3)地域会(支部)役員を通算4年以上を務め、地域会(支部)に功労があつた者。 (4)(社)日本建築士会連合会委員として通算4年以上を務め、その任期中の職務を務めた者 (5)本会委員会委員として通算6年以上を勤め、その任期中の職務を務めた者。 (6)国家またはこれに準ずる褒章を受けた者。 (7)前各号の他、本会に対し特に顕著な功績があつたと理事会で認めた者。</p>		
	<p>第3条 前条の功労に対する表彰の表彰権者は会長とする。</p>		
	<p>第4条 地域会代表は第2条に該当する候補者を、総会前の理事会までに所定の用紙により、会長へ推薦する。</p>		
<p>(選考) 第3条 会長は、表彰者の選考についてあらかじめ理事会に諮問するものとする。</p>	<p>第5条 表彰者は総会前の理事会において、地域会代表より推薦された候補者の中から決定する。</p>		
<p>(表彰の方法) 第4条 表彰の方法は、表彰状に記念品を添え原則として通常総会で贈呈する。</p>	<p>第6条 表彰は毎年1回、定時総会時に行う。</p>		

2 被表彰者が故人の場合は、その遺族に贈呈する。			
	第7条 表彰は会長が表彰状を授与して行う。 この場合、正副会長会で協議し副賞を添えることができる。		
(記録) 第5条 表彰した場合は、その者の住所、氏名及び業績の概要を表彰台帳に記録し、かつ、本会機関紙で発表する。			
	第8条 同一の表彰事由に対しては、原則として重複して表彰しない。		
	第9条 表彰に該当する者が、第5条の日以前に死亡した場合、または退会した時は、その死亡・退会の日にかかのぼって表彰することができる。死亡した者に対しての表彰はその者の遺族に対して行う。		
	第10条 第2条に準ずる該当者で、地域会代表または理事が特に表彰を希望する場合は、その理由を付して表彰権者に上申することができる。この取扱は、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条に倣う。		
<b>公益社団法人 沖縄県建築士会 慶弔規程 (従前)</b>			
平成7年12月7日一部改正 第1条(趣旨) 第2条(表彰) 第3条(見舞い) 第4条(弔慰) 第5条(職員の慶弔) 第6条(特例) 附則	第2章 会員慶弔等 第11条～第15条 附則	施行 平成25年5月24日 第1条(目的) 第2条(慶事) 第3条(弔意・見舞い) 第4条(役員退任謝礼) 第7条(その他の慶弔) 第6条(改廃) 附則	施行 平成26年4月1日 第1条(目的) 第2条(慶事) 第3条(弔意) 附則
(趣旨) 第1条 この規定は、社団法人沖縄県建築士会(以下「本会」という。)表彰規定(昭和54年8月1日施行)にもとづき、表彰者に関する祝意並びに会員及び職員に関する慶弔等について必要な事項を定めるものとする。		(目的) 第1条 この規定は、定款第25条第2項の規定、本会会員及び職員の慶弔にかかわる金品の贈呈について定める。	(目的) 第1条 この規定は、本会会員及び職員の慶弔にかかわる金品の贈呈について定める。

<p>(表彰)</p> <p>第2条 会員が社会的榮譽によって褒章または表彰を受けたときは、次のとおり祝金または記念品を贈るものとする。</p> <p>(1)叙勲 10,000 円  (2)国家褒章 10,000 円  (3)大臣賞 10,000 円  (4)知事賞 10,000 円  (5)会長賞 10,000 円</p>	<p>第11条 会員の慶事に対しては、次のいずれかに該当する場合は、本会として祝意を表す。</p> <p>(1)国家褒章(叙勲) 祝電及び祝金 50,000 円  (2)国家褒章(藍綬・紫綬・黄綬) 祝電及び祝金 30,000 円  (3)大臣表彰 祝電及び祝金 10,000 円  (4)社会的に名誉ある褒章 祝電  (5)結婚 祝電</p>	<p>(慶事)</p> <p>第2条 慶事にかかわる金品の贈呈は、次のとおりとする。</p> <p>(1)会員が叙勲または国家褒章、大臣表彰を受けたときは、10,000 円相当の記念品を贈って祝意を表す。  (2)会員がその他の表彰を受けた場合は、理事会の承認を受け、適当額の金品を贈呈することができる。</p>	<p>(慶事)</p> <p>第2条 慶事にかかわる金品の贈呈は、次の通りとする。</p> <p>(1)会員が連合会表彰を受けたときは、総会において 10,000 円相当の記念品を贈って祝意を表す。</p>
<p>(見舞い)</p> <p>第3条 会員が次の各号の一に該当する場合は、5,000 円の見舞金または見舞品を贈るものとする。ただし、支部長より会長に報告があった場合に限る。</p> <p>(1)1ヶ月以上罹病したとき  (2)火災その他の災害を受けたとき</p> <p>(弔慰)</p> <p>第4条 相談役・正副会長本人並びにその配偶者・一親等及び本部理事本人が死亡したときは弔慰金 5,000 円の他に新聞広告(会葬御礼は省略)並びに供花をすることができる。</p> <p>(職員の慶弔)</p> <p>第5条 本会職員の慶弔については、次のとおりとする。</p> <p>祝意の場合  表彰・結婚 10,000 円  出産 10,000 円</p> <p>慶弔の場合  本人の死亡 10,000 円  配偶者、両親、子女の死亡 5,000 円  災厄・疾病 5,000 円</p>	<p>第12条 会員の弔事に対しては、会員が死亡した場合は、次により本会として弔意を表す。</p> <p>(1)役員弔電、献花及び弔意金 10,000 円  (2)会員弔電(原則として死亡日から5日以内に本会へ連絡があった場合)</p>	<p>(弔意・見舞い)</p> <p>第3条 会員及び職員が死亡、疾病、災厄、ならびに家族の不幸などの場合は、次の金品を贈って弔意および見舞いの意を表すことができる。</p> <p>(1)疾病は1ヶ月以上の入院加療または3ヶ月以上の自宅療養で本会に連絡があった場合に限る。  (2)災厄は、身命財産に著しい災害をこうむったときとする。</p> <p>(その他の慶弔)</p> <p>第7条 以上の定めにかかわらず、会長は理事会の承認を経て慶弔の意を表すことができる。</p>	<p>(弔意)</p> <p>第3条 会員及び職員が死亡した場合は、次の金品を贈って弔意を表すことができる。</p> <p>本人  役員*1 香料 5,000 円 電報 2,000 円程度 供花  会員 香料 5,000 円 電報 2,000 円程度  職員*2 香料 5,000 円 電報 2,000 円程度</p> <p>*1 役員とは、名誉会長、顧問、理事及び監事を指す。  *2 職員の場合は、配偶者及び1親等までを含む。</p>
		<p>(役員退任謝礼)</p> <p>第4条 本会の役員(理事、監事)を退任した場合は、在任期間により次の記念品を贈呈することができる。</p> <p>在任期間 10年以上の場合 20,000 円相当  在任期間 10年未満の場合 10,000 円相当</p>	
	<p>第13条 会員が次のいずれかに該当する場合は、本会として見舞いを行う。</p>		

	<p>(1) 役員が1ヶ月以上の長期療養のため入院した場合 見舞金10,000円</p> <p>(2) 会員が災害により事業所・自宅が被害を受けた場合、正副会長会で協議のうえ実情に応じ見舞金を贈る</p>		
<p>(特例) 第6条 この規定に該当しない場合、またはこの規定によりがたい場合は、その都度会長が決定する。</p>	<p>第14条 第11条・第12条・第13条(1)号によりがたい場合、もしくはこの規定に定めのないものについては、正副会長会で協議のうえ対応し、その経過及び結果をその直後の理事会に報告する。</p> <p>第15条 第11条・第12条・第13条の取り扱いは、会長または地域会代表が速やかに行う。</p>		
		<p>(改廃) 第6条 この規定の改廃は、理事会の決議による。</p>	